

広島県公安委員会公告第82号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定による検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により公示する。

平成23年6月16日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

(1) 学科試験

種別及び級	実 施 期 日	実 施 場 所	定 員
交通誘導警備業務2級	平成23年9月16日（金） 午前9時30分から 午前11時まで	広島市中区基町9番42号 広島県警察本部17階小会議室	30人
雑踏警備業務2級	平成23年9月22日（木） 午前9時30分から 午前11時まで		
施設警備業務2級	平成23年9月30日（金） 午前9時30分から 午前11時まで		

(2) 実技試験

学科試験の合格者に対して、次のとおり実技試験を行う。

種別及び級	実 施 期 日	実 施 場 所
交通誘導警備業務2級	平成23年10月22日（土） 午前8時30分から 午後5時まで	広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター
雑踏警備業務2級	平成23年11月12日（土） 午前8時30分から 午後5時まで	
施設警備業務2級	平成23年11月26日（土） 午前8時30分から 午後5時まで	

2 検定対象者

広島県内に住所がある者又は広島県内の営業所に属する警備員である者

3 検定の科目

種 別	試験区分	科 目
交通誘導警備業務 2 級	学 科 試 験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
	実 技 試 験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
雑踏警備業務 2 級	学 科 試 験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 雑踏の整理に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
	実 技 試 験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雑踏の整理に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
施設警備業務 2 級	学 科 試 験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
	実 技 試 験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 検定申請手続等

(1) 届出方法

- ア 受検希望者本人が、下記(2)の提出期間内に広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において、同署備付けの直接検定受検希望届出書により届出を行うこと。
- イ 受検希望者の数が定員を超えた場合は、抽選により受検予定者を決定する。
- ウ 受検予定者の決定及び検定申請書の提出期限については、通知等の方法により連絡する。

(2) 直接検定受検希望届出書（交通誘導警備業務 2 級、雑踏警備業務 2 級及び施設警備業務 2 級に係る検定）の提出期間

平成23年 8 月22日(月)から平成23年 8 月26日(金)までの午前 8 時30分から午後 5 時まで

(3) 検定申請書の提出先

受検予定者に決定した者は、下記 5 の提出書類等を住所地又は警備員である場合にその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課に提出すること。

なお、郵送や代理人等による申請は認めない。

(4) 検定申請書の配付場所等

広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において直接受け取るか、広島県警察のホームページから様式をダウンロードすること。

5 提出書類等

(1) 検定申請書 1 通

(2) 広島県内の住所地を疎明する書面又は広島県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面のいずれか一つ

(3) 写真 2 枚

申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの

6 検定手数料及び納付方法

(1) 検定手数料

ア 交通誘導警備業務 2 級に係る検定

14,000 円

イ 雑踏警備業務 2 級に係る検定

13,000 円

ウ 施設警備業務 2 級に係る検定

16,000 円

(2) 納付方法

検定手数料は、検定申請書提出時に各検定の手数料に相当する額の広島県収入証紙により納付すること。

この広島県収入証紙は、検定申請書に貼付せず消印もしないこと。

なお、納付された検定手数料は返還しない。

7 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

8 服装及び持参物

(1) 服装

私服（実技試験においては、運動ができる服装）

(2) 持参物

受検票、筆記用具及び印鑑

9 問合せ先

(1) 広島県警察本部生活安全部生活環境課

電話 (082) 228-0110 内線 3052

(2) 広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

10 その他

試験内容に関する問合せは、一切受け付けません。